

西東京市告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項の規定により違法放置等物件を除却し、同条第2項の規定によりこれを保管しているので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月10日

西東京市長 池 澤 隆 史

- 1 保管した違法放置等物件の名称又は種類、形状及び数量
トレイルカメラ（横104mm 縦75mm 奥行43mm） 1個
- 2 違法放置等物件が設置されていた場所
西東京市下保谷四丁目16番地先（市道1142号線）歩道植栽帯
- 3 違法放置等物件を除却した日時
令和8年7月1日午後4時
- 4 違法放置等物件の保管を始めた日時及び保管の場所
令和8年7月1日午後4時
西東京市中町一丁目6番8号
西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部道路課
- 5 返還日時
 - (1) 返還日 月曜日から金曜日まで。ただし、西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に規定する休日を除く。
 - (2) 返還時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
- 6 返還方法
返還を希望する旨を事前に道路課道路管理係（電話：042-438-4055）まで連絡。返還時には、返還を受ける者の保険証等の氏名及び住所を確認できる書類の写しを持参
- 7 保管期間
告示をした日から起算して6月。保管期間経過後は、道路法第44条の3第8項により、違法放置等物件の所有権は道路管理者に帰属する。